

議案第13号

調布市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成26年2月28日

提出者 調布市長 長友貴樹

提案理由

社会教育法の一部改正に伴い、委嘱の基準を定めるとともに、所要の改正及び規定の整備を行うため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例

調布市社会教育委員設置条例（昭和36年調布市条例第1号）の一部を次のように改正する。

題名中「設置」を「に関する」に改める。

第1条に見出しとして「（設置）」を付し、同条中「第15条」を「第15条第1項」に、「調布市に」を「調布市」に、「委員」を「社会教育委員」に、「おく」を「置く」に改める。

第2条から第4条までを次のように改める。

（委嘱の基準）

第2条 社会教育委員の委嘱の基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。

（定数）

第3条 社会教育委員の定数は、10人とする。

（任期）

第4条 社会教育委員の任期は、委嘱の日から起算して2年とし、補欠の社会教育委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

第5条に見出しとして「（委任）」を付し、同条中「教育委員会規則」を「調布市教育委員会規則」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。